



法的に見た幼稚園の姿（三）

——法から見た幼稚園の維持經營——

文部省事務官 玉 越 三 朗

内 容

教育機關としての幼稚園（十月號）

法から見た幼稚園の維持經營

一、設置

1、幼稚園を設置出来る者

2、設置する場合の基準

3、設置する場合の手續

二、維持經營

1、幼稚園管理の責任者

2、経費の負擔者

3、保育料その他の費用の問題

4、私立幼稚園の豫算決算報告義務

5、幼稚園の職員

6、學年その他

7、備えつけるべき表簿

（以上前號）

5、幼稚園の職員

(1) 必らず置かなければならない職員は

「学校には、校長及び相當數の教員を置かなければならぬ。」（學校教育法第七條）

「幼稚園には、園長及び教諭を置かなければならない。」（同法第八十一條第一項）

（以上本號）

一一、維持經營（承前）

8、維持經營上その變更について監督總の認可又は届出を要するもの

9、監督總から變更又は閉鎖を命ぜられる場合

三、廢止の手續その他

1、廢止の手續

2、社會教育施設の附置等

「各幼稚園ニ幼稚園醫ヲ置ク」（學校醫及幼稚園醫令第七條）とあつて、園長・教諭及び園醫は必ず置かなければならぬことになつてゐる。たゞしその教諭の數は別に定めてはいない。また専任とか兼任とともに定めてはいらない。

(2) 置くことができる職員は

「幼稚園には……必要な職員を置くことができる。」

（學校教育法第八十一条第二項）

「各幼稚園ニ幼稚園齒科醫ヲ置クコトヲ得」（學校齒科醫及

幼稚園齒科醫令第七條）

とあつて、この必要な職員の中には養護教諭、養護助教諭、助教諭、講師及び事務職員等が含まれてゐる。

(3) 園長となれない者はば

「一、禁治產者及び準禁治產者、

二、禁錮以上の刑に處せられた者

三、免許狀取上げの處分を受け、當該處分の日から一年を経過しない者

四、日本國憲法施行の日以後において日本國憲法又はそ

の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する

政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者」

（學校教育法第九條）

「園長免許狀（校長免許狀でもよい）を有しない者」（學校

教育法施行規則第八條）

で、具體的には教職員適格審査の結果合格した者で園長免許狀を有する者でなければ園長にはなれないということであ

る。ただし免許狀については、現在教育職員免許法による新免許狀は未だないから昭和二十六年三月三十日までは、例外として左の資格の者でも園長となつてさしつがえない。

「園長には、第八條の規定にかかるらず、當分の間……園長假免許狀……を有する者を充てることができる。」（學校

教育法第九十六條）

「左の各號の一に該當する者は、これを……園長假免許狀を有する者とみなす。

一、この省令適用の際、現に……幼稚園長の職にある者二、從前の規定により、從前の幼稚園の園長となることができる者」（學校教育法施行規則第九十八條）

「公立幼稚園ノ園長タルベキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保母免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スルモノタルベシ」（幼稚園令施行規則第八條）

これによると私立幼稚園長については別に規定しておらずだれでも昭和二十六年三月三十一日までは園長となれるが、昭和二十六年四月一日からは私立幼稚園でも公立幼稚園でも差別なく一定の資格がなければ園長免許狀を得ることができなくなる。いまその最低資格（園長假免）を見ると、

「教員（小學校、中學校、高等學校の教員でもよい。）の一級普通免許狀を有する者とみなされた者又はその授與を受けることのできる者で三年以上教育職員又は官公廳若しくは私立學校における教育事務に關する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の證明を有する者」（教育職員免

許法施行法第二條第二十五號)

で私立幼稚園では今後園長の採用には相當困難を感じることと思はれるが幼稚園向上のためにはこの困難を克服してもらいたい。

なお昭和二十四年九月一日現に幼稚園長の職にある者はその事實によつて園長の新假免許状が與えられることになつてゐるから、それ等の者は私立幼稚園長で最低資格がなくとも繼續できる。(同前)

(4) 教員となれない者は

園長の項の一、二、三、四と

「教諭又は養護教諭免許状を有しない者——助教諭又は養

護助教諭免許状を有しない者」(學校教育法施行規則第八條及び第九條)

であるが、免許状については園長と同じく昭和二十六年三月三十一日までは、學校教育法施則によつて幼稚園教諭假免許状又は同助教諭假免許状或いは養護教諭假免許状を有する者とみなされている者は右の「免許状を有しない者」でもその職にあつてもさしつかえないことになつてゐる。昭和二十六年四月一日以後から持たなければならぬ新免許状の助教諭の最低資格は舊中等學校卒業した者又は新制高等學校卒業した者である。(教育職員免許法第五條及び同法施行第二條第三十四號)

なお現在勤務している教員については、昭和二十四年八月三十日現に教職にある者は右の最低資格がなくともその事

實によつて新免許状の臨免が與えられるから助教諭となれるわけである。(昭和二十四年八月三十日告示第一七三號)

ここに注意しておくことは、未だ幼稚園の教員は女子のみと思つてゐる者のあることである。學校教育法では舊幼稚園令と異つて教員については男女の制限を除いており男子でもさしつかえないものである。

(5) 園長、教諭等の任務

園長は、園務を掌り、所屬職員を監督する。

(1) 教諭は、幼兒の保育を掌る。

(2) 養護教諭は、幼兒の養護を掌る。

(3) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

(4) 講師は、教諭の職務を助ける。(講師は常時勤務に服しないことができる)。

(5) 事務職員は、事務に從事する。(學校教育法第二十八條第八十一條及び同法施行規則第四十八條の二)

とあるように、幼稚園における職員の受持役割はここに明瞭に示されているが、これらの任務の完全な遂行はあくまで幼稚園を一體とする正しい經營管理の下に相互の連絡を持つて初めて幼兒教育のよりよい效果が收められることに留意しなければならない。

(6) 學年その他

「教諭一人の保育する幼兒數は約四十人以下とする。」(學校教育法施行規則第七十五條)

「保育日數及び保育時數は、保育要領の基準により園長が

これを定める。」（同法施行規則第七十條）

小學校を準用「小學校の教科課程、教科内容及びその取扱いについては、學習指導要領による。」

（同法施行規則第二十五條）

同右「児童が身體の狀況によつて履修することのできない教科は、これを課さないことができる。」（同法施行規則第二十六條）

同右「小學校の學年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。」

小學校の學期は、都道府縣の教育委員會が、これを

定める。」（同法施行規則第四十四條）

同右「授業終始の時刻は、校長が、これを定める。」（同法施行規則第四十六條）

同右「小學校における休業日は、次の通りとする。

一、國民の祝日に關する法律に規定する日。

二、日曜日

三、夏季、冬季、學年末、農繁期その他において都道

府縣の教育委員會が定めた日、

前項の規定にかかわらず、私立小學校における休業日は、學則で、これを定めることができる。」（同法施行規則第四十七條）

同右「非常變災その他急迫の事情があるときは、校長は、

臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を、都道府縣の教育委員會に報告しなけ

ればならない。」（同法施行規則第四十八條）

「幼稚園においては、……幼兒並びに職員の健康増進を圖るため、身體検査を行はなければならない。」（學校教育法第十二條）

これらは幼稚園經營上その保育の實際を規定していく條文で重要な點を含み充分検討する必要がある事項であるが別の機会にゆずる。

たゞ先にも述べたように法令上では、設置基準と共に納得が行く規定がないのが幼稚園の發展上一大障害となつてゐることはいなめない。

ここで注意する點は、右に示されているように法令上の小學校の條文を準用していることである。この「準用」というのは、法文を準用したもので内容についてはあくまで幼稚園獨自の教育内容を持たなければならぬ。決して小學校の教育の程度をそのまま縮少すればよいと思つては困るのである。

かえつて現在よく研究している小學校の一、二年の學級を見ると從前の小學校經營とは全く趣が變り非常に幼稚園的教育方法を探る傾向になつて來て、幼稚園の組ではないかと間違はれるくらいである。これは児童の生長と發達を研究しその基礎の上に置かれた教育であるからである。小學校がここまで前進して來ているのにかえつて幼稚園が小學校のその教育を形式的に模倣するということはおかしく幼稚園は幼稚園独自に幼兒の生長發達にそくして正しい幼兒教育の内容をう

ちたて行くべきである。

7 備え付けなければならない表簿は何か

「学校において備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする。」

一 学校に關係のある法令

二、學則、日課表、教科用圖書配當表、學校醫視察簿及び學校日誌

三、職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに擔任教科及び時間表

四、學藉簿、出籍簿及び身體検査に關する表簿

五、入學考查及び成績考查に關する表簿

六、資產原簿、出納簿及び經費の豫算決算についての帳簿並びに圖書機械器具、標本、模型等の教具の目錄

七、往復文書處理簿

前項の表簿中、學藉簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保有しなければならない。(學校教育法施行規則第十五條)

幼稚園において備える表簿はいろいろあるが、その中でも重要なものをとりあげて保存するよう措置した規定である。

「概ね」としたのは、學校の種別すなわち幼稚園、小學校、中學校、大學等を一つにまとめて規定しているため、その學校によつては必要のない表簿があるためである。

なお學藉簿以外の帳簿を五年以上としているがこの意味は、誤解をまねくおそれがあるから少し説明しておくが、こ

れは職員の出勤簿とか幼兒の出席簿とか往復文書處理簿等のように一年毎に更新する表簿についていつてゐるのであり、學校に關係のある法令とか學則とか職員の名簿等はその中の變更の部分を訂正加除して幼稚園の廢止又は閉鎖されるまで備えつけなければならないのである。

また學藉簿については、幼稚園が廢止又は閉鎖された場合は、國立又は公立の幼稚園ではその設置者が、私立幼稚園ではその監督廳が必ず保管しなければならないことになつてゐる。(學校教育法施行規則第十五條第三項)

8、維持經營上、その變更につき監督廳の認可又は届け出を必要とするもの

(1) 認可を要するもの

(イ) 國立幼稚園の保育料の變更(文部省令第十八號)

(ロ) 目的の變更(學校教育法施行規則第二條)

(ハ) 名稱の變更(同右)

(ニ) 位置の變更(同右)

(ホ) 設置者の變更(同右)

(ヘ) 園地の増減又は園舍體操場等の増改築(當分の間)(學校教育法施行規則第百十條)

(2) 届け出を必要とするもの

(イ) 私立幼稚園の園長の變更(學校教育法第十條及び同法施行規則第十四條)

(ロ) 園則の變更(學校教育法施行規則第二條)

この中には「3設置する場合の手續」の園則中に列

記しなければならない事項の変更を含む

(ハ) 経費及び維持方法の変更(同右)

(二) 園地の増減又は園舎體操場等の増改築(同規則
第四條)これは原則としては届け出であるが當分の間は認可事項としている。

9 監督廳から變更又は閉鎖を命ぜられる場合

(1) 變更を命ぜられる場合

幼稚園が、設備授業その他の事項について法令の規定又は監督廳の定める規程に違反したとき、(學校教育法第十四條)

(2) 閉鎖を命ぜられる場合

(イ) 法令の規定に故意に違反したとき

(ロ) 法令の規定により、監督廳のなした命令に違反したとき、

(ハ) 六箇月以上授業を行わなかつたとき(學校教育法第十三條)

なおこの閉鎖命令に違反すると六ヶ月以下の懲役若しくは禁錮又は一萬圓以下の罰金に處せられる。(學校教育法第八十九條)

三、廢止の手續その他

1 廢止の手續

「國立學校……の外、學校の……廢止……その他監督廳

の定める事項は、監督廳の認可を受けなければならぬ。」(學校教育法第四條)

「廢止しようとする者は、廢止の事由及び……幼兒の處置方法を具し、監督廳の認可を受けなければならない。」

(學校教育法施行規則第六條)

「廢止又は閉鎖された場合には、國立又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつてはその監督廳において、學籍簿を保管しなければならない。」

(學校教育法施行規則第十五條)

とあつて、廢止しようとするときは必ず國立幼稚園を除いては監督廳の認可を受けなければならないことになつている。

この際は「廢止の事由」と「幼兒の處置方法」とは必ず認可申請書に添えなければならない。これは、教育が公共性を持つものであり單に一個人の考えの下に自由に設けたり廢止したりすることを防ぐためでありまた通園する幼兒を不安から遠ざけ安心して教育を受けさせるためである。

ここに注意すべきは閉鎖と廢止との關係であるが、閉鎖は監督廳の一方的命令でなされる行政處分の一種であつて、廢止は設置者の自由な意志の下に決定されるものでその基礎において根本的に異なるものであることがある。

2 社會教育施設の附置等

「學校教育上支障のない限り、學校には、社會教育に關する施設を附置し、又は學校の施設を

(五頁餘白)

對する特別の戒めであつたのかも知れないけれども、あの語を以て革新憲法の冒頭におかれることは、誠に意義の深いことである。新憲法では基本的大権の尊重が第一義になつてゐる。そこから民主國家も文化國家も、そして平和國家も生れるのであり、人権の尊重と和の尊重とは、極く深い底において相通するものであり、決して矛盾するものではないのは勿論である。しかし、實際、わけても今日の實際は、新憲法のこの本旨が未だ眞に實現しているとはいえない今日の實際については、人権の尊重という名が、和と相反する結果を生んでいないと限らないのは甚だ遺憾である。アメリカの人権尊重は基督教人道主義が根底になつてゐるところから、他人の人権の尊重にあつても、自己の人権の尊重にあつても、極めて底深い調和と適正が行わられるのであるが、その人道主義に培われることの少ない場合においては、権利の主張が片々のことになつて、兩々の和となり難い傾きになる。聖徳太子の十七條憲法の和も、その根底になつてゐるのは佛教であるが、和の尊重も宗教の生むところであれば、権利の尊重がそれだけでは権利の主張しあいになり勝ちなのも免れ難いことであろう。現にそうなつてゐるのである。新憲法の理想の實現を眼目とする教育基本法においても、基本的人権の尊重を以て基本的人権尊重の教育を徹底させようとしている。その正しいことはいうまでもないが、人権尊重の誤りなき理解と實踐とが、必ず和の尊重につながる教育がしつかり行われないと、その正しさに到り得ないでもあろう恐れがある。勿

論、人権の尊重のない和は、和として最も避くべきであり、斥くべきであり、その意味において、人権尊重がすべての第一義とせられることは正しい。しかし、和を忘れた人権尊重、というよりも、和に到り達し得ない人権尊重だけでは完しといえまい。更めて和の教育について深思する所以である。

希わくば我等教育者、和の人となり和のふんいきを作り得つつ、人権尊重の教育を説きたい。

(十一頁より) 社會教育その他公共のために、利用させることができる。(學校教育法第八十五條)

とあつて、幼稚園の施設もその教育上支障のない限りはすゝんで社會教育施設を附置し或いは開放すべきである。特に幼稚園と密接な關係のある母親を對象とする施設——母親學級育兒相談室等——は是非附置すべきである。今後の幼稚園發展のためにもいままで述べてきたところを考えてみるに教育機關としての幼稚園はその精神においては定まつたがそれに伴なう新しい方法に關する規定は幾多重要な點が缺けてゐる。これは幼稚園關係者にはまことに申譯がないと思つてゐるが、われくが簡単に定めるというわけにもいかず今後における皆様の絶大なるご支援によつて一日も早くこの不備を補い實際教育にたずさわる人々から愛され親しまれる法令を作りたいと思ふ。(了)